

農林水産委員会会議記録

農林水産委員会委員長 千葉 盛

1 日時

令和7年10月6日（月曜日）

午前10時00分開会、午後0時5分散会

2 場所

第2委員会室

3 出席委員

千葉盛委員長、鈴木あきこ副委員長、岩崎友一委員、城内愛彦委員、高橋はじめ委員、郷右近浩委員、菅野ひろのり委員、工藤剛委員、高田一郎委員、田中辰也委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

佐藤担当書記、畑中担当書記、関併任書記、伊藤併任書記、佐野併任書記

6 説明のため出席した者

佐藤農林水産部長、大森副部長兼農林水産企画室長、照井農政担当技監、今泉農村整備担当技監兼農村計画課総括課長、砂子田林務担当技監、森山水産担当技監、村上技術参事兼畜産課総括課長、筒井技術参事兼水産振興課総括課長、工藤技術参事兼漁港漁村課総括課長、山田競馬改革推進室長、坂田技術特命参事兼農林水産企画室企画課長、尾形農林水産企画室管理課長、臼井団体指導課総括課長、森団体指導課指導検査課長、高橋流通課総括課長、照井流通課流通企画・県産米課長、高橋農業振興課総括課長、櫻田農業振興課担い手対策課長、鈴木農業普及技術課総括課長、稲田農業普及技術課農業革新支援課長、黒田農村計画課企画調査課長、吉田農村建設課総括課長、柏原農産園芸課総括課長、日影農産園芸課水田農業課長、佐々木畜産課振興・衛生課長、高橋林業振興課総括課長、高芝森林整備課総括課長、成松森林整備課整備課長、小川森林保全課総括課長、野澤水産振興課漁業調整課長

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

(1) 委員席の変更

(2) 議案の審査

ア 議案第1号 令和7年度岩手県一般会計補正予算（第3号）

第1条第2項第1表中

歳出 第6款 農林水産業費

第2条第2表中

2 変更中1

- イ 議案第3号 令和7年度岩手県県有林事業特別会計補正予算（第1号）
- ウ 議案第4号 令和7年度岩手県林業・木材産業資金特別会計補正予算（第1号）
- エ 議案第5号 令和7年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）
- オ 議案第9号 農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し
議決を求めることについて
- カ 議案第10号 林業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し
議決を求めることについて
- キ 議案第11号 水産関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し
する議決の変更に關し議決を求めることについて
- ク 議案第12号 水産関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し
議決を求めることについて

(3) その他

委員会調査について

9 議事の内容

○千葉盛委員長 ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

本日は、常任委員改選後、最初の委員会審査でありますので、執行部の職員を紹介いたします。

初めに、佐藤法之農林水産部長を紹介いたします。

○佐藤農林水産部長 佐藤です。よろしくお願いいたします。

○千葉盛委員長 続きまして、浅沼秀行理事を御紹介いたします。

○浅沼理事 浅沼です。よろしくお願いいたします。

○千葉盛委員長 この際、佐藤農林水産部長から農林水産部の職員を御紹介願います。

○佐藤農林水産部長 農林水産部の職員を紹介いたします。

大森健一副部長兼農林水産企画室長です。

照井富也農政担当技監です。

今泉元伸農村整備担当技監兼農村計画課総括課長です。

砂子田博林務担当技監です。

森山拓也水産担当技監です。

金野賢治参事です。

村上勝郎技術参事兼畜産課総括課長です。

筒井実技術参事兼水産振興課総括課長です。

工藤明彦技術参事兼漁港漁村課総括課長です。

山田智幸競馬改革推進室長です。

坂田健一農林水産企画室技術特命参事兼企画課長です。ふるさと振興部地域振興室ふるさと振興監を兼任しております。

尾形将敏農林水産企画室管理課長です。

臼井宏団体指導課総括課長です。

森昌弘団体指導課指導検査課長です。

高橋秀司流通課総括課長です。

照井儀明流通課流通企画・県産米課長です。

高橋真博農業振興課総括課長です。

櫻田学農業振興課担い手対策課長です。

鈴木茂寿農業普及技術課総括課長です。

稲田聖児農業普及技術課農業革新支援課長です。

黒田裕一農村計画課企画調査課長です。

吉田秀寿農村建設課総括課長です。

柏原一成農産園芸課総括課長です。

日影勝幸農産園芸課水田農業課長です。

佐々木幸治畜産課振興・衛生課長です。

高橋幸司林業振興課総括課長です。

高芝俊雄森林整備課総括課長です。

成松美樹森林整備課整備課長です。

小川健雄森林保全課総括課長です。

野澤清志水産振興課漁業調整課長です。

川村守競馬改革推進室競馬改革推進監です。

鎌田泰行競馬改革推進室特命参事です。

横沢雄大海区漁業調整委員会事務局長です。

以上をもちまして当部の職員の紹介を終わります。

○千葉盛委員長 以上で執行部職員の紹介を終わります。御苦労さまでした。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、委員席の変更を行いたいと思います。さきの委員長の互選に伴い、委員席を現在御着席のとおり変更いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。

次に、議案の審査を行います。議案第1号令和7年度岩手県一般会計補正予算（第3号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第6款農林水産業費、第2条第2表債務負担行為補正中、2変更中1、議案第3号令和7年度岩手県県有林事業特別会計補正予算（第1号）、議案第4号令和7年度岩手県林業・木材産業資金特別会計補正予算（第1号）、議

案第5号令和7年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）、議案第9号農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについて、議案第10号林業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについて、議案第11号水産関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて及び議案第12号水産関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについて、以上8件の予算議案及び予算関連議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○大森副部長兼農林水産企画室長 議案第1号令和7年度岩手県一般会計補正予算（第3号）のうち、農林水産部関係の予算について御説明申し上げます。

今回の当部の補正予算案については、高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う畜産経営体への支援や土地改良区等が講じた渇水・高温対策に要する経費などのほか、国庫補助事業の内示に伴い補正しようとするものであります。

それでは、議案（その1）の9ページをごらん願います。第1表歳入歳出予算補正の歳出の表中、6款農林水産業費の3億6,661万1,000円を増額しようとするものであります。

補正予算の内容につきましては、予算に関する説明書により御説明申し上げます。

なお、金額の読み上げは省略をさせていただき、主な事業を中心に簡潔に御説明申し上げます。

それでは、予算に関する説明書の36ページをお開き願います。6款農林水産業費、1項農業費、1目農業総務費の説明欄一つ目、所有者不明農地対策事業費補助は、所有者不明農地の解消を促進するため、農業団体が県内3地区のモデル地域において行う所有者不明農地対策の取り組みに要する経費について補助しようとするものであります。

4目農業振興費の説明欄三つ目、農業支援サービス事業緊急拡大支援対策事業費補助は、農業支援サービス事業体がサービスの提供に必要な農業用機械の導入に要する経費について補助しようとするものであります。

37ページに参りまして、2項畜産業費、4目家畜保健衛生費の説明欄、特定家畜伝染病緊急対策支援費補助は、高病原性鳥インフルエンザの発生に伴い、家畜等の移動制限により影響を受けた畜産経営体を支援するため、売り上げの減少額等に相当する経費について補助しようとするものであります。

38ページに参りまして、3項農地費、2目土地改良費の説明欄四つ目、水利施設管理強化事業費は、土地改良区等が講じた渇水・高温対策に必要となる応急ポンプの設置などに要する経費について補助しようとするものであります。

39ページに参りまして、4項林業費、2目林業振興指導費の説明欄二つ目、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策事業費は、花粉の少ない苗木の生産拡大に向け、少花粉杉ミニチュア採種園の除草や剪定とカラマツ採種園の鹿食害防止柵の設置などに要する経費について補正しようとするものであります。

4 目造林費の説明欄一つ目、森林整備事業費補助及び 41 ページに参りまして、5 項水産業費、10 目漁港漁場整備費の説明欄二つ目、水産物供給基盤機能保全事業費は、国庫補助金の内示に伴い補正しようとするものであります。

次に、債務負担行為について御説明申し上げます。恐れ入りますが、議案（その 1）にお戻りをいただきまして、12 ページをごらん願います。第 2 表債務負担行為補正の 2 変更の表中、当部所管に係るものは、事項欄 1 の基幹水利施設ストックマネジメント事業の 1 件であります。これは、令和 7 年度から翌年度にわたって施工される工事に係るものであり、限度額を変更して債務を負担しようとするものであります。

続きまして、特別会計の補正予算案について御説明申し上げます。議案（その 1）の 19 ページをごらん願います。議案第 3 号令和 7 年度岩手県県有林事業特別会計補正予算（第 1 号）についてであります。歳入歳出それぞれ 3,368 万 5,000 円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 40 億 6,379 万 9,000 円とするものであります。

20 ページに参りまして、第 1 表歳入歳出予算補正であります。歳入は前年度からの繰越金が確定したことにより、繰越金を増額しようとするものであり、21 ページに参りまして、歳出の 1 款県有林事業費は繰越金の確定に伴い、県有林造成基金への積立金や県行造林造成事業及び公営林造成事業の分収交付金などを増額しようとするものであります。

22 ページをごらん願います。議案第 4 号令和 7 年度岩手県林業・木材産業資金特別会計補正予算（第 1 号）についてであります。歳入歳出それぞれ 3,917 万 9,000 円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 億 9,709 万 6,000 円とするものであります。

23 ページに参りまして、第 1 表歳入歳出予算補正であります。歳入は前年度からの繰越金が確定したことにより、繰越金を増額しようとするものであり、24 ページに参りまして、歳出の 1 款林業・木材産業改善資金貸付費は繰越金の確定に伴い、貸付費等を増額しようとするものであります。

25 ページをごらん願います。議案第 5 号令和 7 年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第 1 号）についてであります。歳入歳出それぞれ 1,338 万 2,000 円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 10 億 1,461 万 4,000 円とするものであります。

26 ページに参りまして、第 1 表歳入歳出予算補正であります。歳入は前年度からの繰越金が確定したことにより、繰越金を増額しようとするものであり、27 ページに参りまして、歳出の 1 款沿岸漁業改善資金貸付費は繰越金の確定に伴い、貸付費等を増額しようとするものであります。

次に、予算以外の議案について御説明申し上げます。37 ページをごらん願います。議案第 9 号農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについてであります。これは基幹水利施設ストックマネジメント事業につきまして、農業関係の建設事業に要する経費の一部を受益市に負担させようとするものであります。

次に、38 ページをごらん願います。議案第 10 号林業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについてであります。これは県単独治山事

業につきまして、林業関係の建設事業に要する経費の一部を受益市に負担させようとするものであります。

次に、39 ページをごらん願います。議案第 11 号水産関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについてであります、これは漁村再生交付金事業につきまして、水産関係の建設事業に要する経費の額の変更に伴い、受益町の負担金の額を変更しようとするものであります。

次に、40 ページをごらん願います。議案第 12 号水産関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについてであります、これは水産物供給基盤機能保全事業及び県単独漁港改良事業のそれぞれにつきまして、水産関係の建設事業に要する経費の一部を受益市に負担させようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○千葉盛委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○高田一郎委員 それでは、幾つか質問いたします。

まず、所有者不明農地対策事業補助についてお聞きいたします。不明農地の解消を促進するために、農業団体がモデル地域において行う取り組みについて補助しようとする中身であります。それで、まず最初に、県内の所有者不明農地というのはどの程度把握されているのかというのが一つです。

もう一つは、今回 211 万円という定額補助となっております。一人の人件費にもならないような定額補助になっていますけれども、この事業内容について、そしてモデル地区というのは県内どこになるのか、このことをお伺いしたいと思います。

○高橋農業振興課総括課長 3 点お尋ねがございました。

まず、県内の状況ということでございますが、令和 4 年 3 月末時点の数字になりますが、岩手県内では所有者不明農地の合計が 3 万 5,252 ヘクタールとなっております。

そして、事業内容、取り組みの内容についてですが、この事業内容は先ほど高田一郎委員からも御紹介がありましたけれども、事業主体となります農業団体、これは岩手県農業会議になりますけれども、専門的な知識を有する所有者不明農地対策委員の設置、そしてまたモデル地域における所有者不明農地の状況あるいは解消に向けたプロセスをまとめたロードマップ、こういったものの実行、あるいは司法書士、こういう専門家との連携による課題に応じた支援、まずはこうした取り組み事例を県内に情報発信していくというものでございます。

そして、モデル地域 3 地域ということでございますが、現在想定している地域といたしましては盛岡市太田地区、一関市夏川地区、あとは葛巻町江刈地区、この 3 カ所を見込んでいます。

○高田一郎委員 岩手県内においては 3 万 5,000 ヘクタールというのはどのぐらいの割合になるのでしょうか。

○高橋農業振興課総括課長 県全体の農地に占める割合でございますが、22.4%、約 2 割

という状況になっております。

○高田一郎委員 全国と同じぐらい、かなりの不明農地があります。

それで、地域計画のようなものも作成する中で、利用されない農地が全国的に6割とか4割とかと言われていまして、地域計画の分析、検証という、農林水産省が行った検証でも、担い手が課題に位置づけられている傾向があると指摘をされております。恐らく登記できない、登記を敬遠するということは、今後もそういうリスクがどんどん高まっていくのではないかというふうに思います。

それでお聞きしたいのは、不明農地の特定とか登記だけにとどまらないで、その後の不明農地の特定になったら、その後の解消に向けた取り組み、あとは不明農地をつくらない、こういう取り組みこそ大事だと思いますし、市町村と連携をしながら取り組んでいく必要があるというふうに思います。登記だけに終わらせない、その後のしっかりとした農地の利活用、こころもしっかり踏まえた対策ということが求められていると思うのですが、その点についての県としての今後の対応についてお伺いしたいと思います。

○高橋農業振興課総括課長 高田一郎委員からも御指摘ありました農地、やはり農業生産にとりましても、最も基礎的な資源ということで、農地を良好な状態で維持管理、これはしっかりと有効利用を図っていくということが大変重要でございます。

登記というところにつきまして、不動産登記法という法律の中でしっかりと義務づけられているということでございまして、こちらは法務省等が所管するところとともに農業者への周知、これは県あるいは県内の出先機関、農業委員会、こういったところとしっかりと連携をしながら周知を図っていくということでございます。しっかりと登記という法律上の問題と、あとやはり利用におきますと、2点いろいろと解決策があるのですが、一つ、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく取り組み、あるいは農地法に基づく取り組み、これは農地中間管理機構にしっかりと利用権を与えるといいますか、そういうところを促していくというところによりまして、担い手の利用、こういったものを図っていきたいと考えております。

県といたしましては、やはりしっかりとこういう制度の活用も含めながら、農業生産の重要な基盤である農地の有効利用を図っていききたいと考えております。

○高田一郎委員 では次に、農業支援サービス事業緊急拡大支援対策事業についてお伺いをいたします。

これは、農作業の作業代行を行うために、農業支援サービス事業体が農業機械を購入するときの購入補助と説明をされております。これは、農業サービス事業体というのは何なのかと、採択基準も含めてお伺いしたいと思いますし、今回補助しようとする補助先はどうなっているのか、このこともお伺いしたいと思います。

○櫻田担い手対策課長 農業支援サービス事業緊急拡大支援対策事業についてであります。農業の生産水準の維持に向けて農業支援サービス事業体が収穫、防除等の農作業代行などのサービスを提供するために必要な農業機械を導入する事業になっています。その採

択要件についてであります、新たに事業を始める、あるいは面積を拡大する場合に補助をするという採択の要件となっております。

今回対象となる事業実施主体は二つありますが、一関市の団体と奥州市の団体となっております。乗用管理機の導入あるいはラジコン草刈り機の導入というものが事業内容となっております。

○高田一郎委員 わかりました。

それで、農業支援サービス事業体について、農林水産省のホームページを調べました。例えば自分の農地を耕作して、自分の農地や他人からかりている農地で耕作した場合の農業者というのはサービス事業体に当たらないということをホームページで述べているのですけれども、つまり今地域農業を担っている方というのは自分の農地を耕作しながら、周りで高齢化により農業をやっていけないという農地も一緒に営農しながら地域農業を支えているわけです。つまりそういった方々には、今回の事業体にはならないということがホームページで説明をされているのですけれども、そういうことになるのですか。

○櫻田担い手対策課長 農業支援サービス事業体ですが、農業者が新たに受託を拡大するといった場合でも対象となりますので、農業者だからといって支援対象とならないということではありません。

○高田一郎委員 つまり今私がお話しした農業者というのは、サービス事業体になるということなのですか。支援の対象になるということなのですか。

○櫻田担い手対策課長 農業者であっても、作業受託の部分については農業支援サービス事業ということになりますので、農業者であっても対象となるということになります。

○高田一郎委員 わかりました。

では、最後に花粉の少ない苗木の円滑な生産支援事業についてお聞きいたします。445万円ほど予算が計上されております。そこで、花粉症というのは、いわゆる国民の4割を超えております国民病ということも言われております。これを抑制することが医療費の削減につながるということで、花粉症対策というのは非常に大事な取り組みだろうというふうに思います。

それで、花粉の少ない苗木の生産拡大支援にかかわる事業について、これまでも延々と取り組まれてきましたけれども、なかなか成果が県民には見えないという、そういう思いをしています。これまで行ってきた花粉の少ない苗木の生産拡大に対する事業の実績、成果についてどのような状況になっているのかということもお伺いしたいと思います。

○高芝森林整備課総括課長 県では、花粉の少ない杉苗木の安定供給におきまして、これまでも少花粉杉の開発等に取り組んできたところでございます。現在少花粉の杉ミニチュア採種園等の整備を進めておりまして、県内の苗木生産者が生産しました苗木の供給、こちらは令和3年の春から開始されておりまして、令和6年度は約3万本を供給したところでございます。

○高田一郎委員 わかりました。

それで、杉花粉対策については、林野庁がスギ花粉発生源対策推進方針を策定いたしまして、その中身を見ますと 10 年後に杉の人工林を 2 割削減し、30 年後に発生量を半減するという、そういう目標をつくっております。岩手県においても、その方針に基づいて、スギ人工林伐採重点区域を設定して取り組んでおります。この取り組み状況はどうなっているのか、この点についてもお伺いしたいと思います。

○高芝森林整備課総括課長 国ではスギ花粉発生源対策推進方針を令和 5 年 12 月に改正いたしまして、県庁所在地、政令指定都市など人口の多い都市部から 50 キロメートル圏内にあり、まとまった杉人工林のある地域を伐採重点区域といたしまして、杉人工林の伐採、植えかえ等を加速化していくこととしています。

県では、こうした国の区域設定の考え方にに基づきまして、盛岡市など県内 10 市町村の約 5,700 ヘクタールを本県の伐採重点区域に設定しているところでございます。

○高田一郎委員 杉の伐採重点区域に設定をして、対象エリアが 5,700 ヘクタールというのはわかるのですが、私が聞いたのは、重点区域に設定した後の県としての対応についてお伺いしたいと思うのです。つまり、やはり杉の人工林を 10 年間で 2 割削減するということですから、県としてもそういう対応方針があってもいいのかと思います。この 10 年間でどの程度伐採をし、その伐採した杉を活用しなければなりません。伐採した杉の活用方法と伐採した後の花粉の少ない苗木の造林をしたりとか、そういった総合的な対策が求められているのではないかと思いますので、その辺の対応についてお伺いしたいと思います。

○高芝森林整備課総括課長 杉伐採重点区域内での取り組みについてでございます。伐採重点区域内の伐採そのものについては、現在把握方法については国において検討しているところでございます。一方、エリア内においても伐採後の植栽、こちらは国の経済対策等を活用しながら進めていきたいと考えております。

そのほか、伐採された木材の利用、こちらも国の経済対策等で搬出を目的とした間伐、こういった事業も措置されているところでございますので、森林所有者や森林組合等と相談をしながら、その活用促進も進めていきたいと考えております。

○高田一郎委員 スギ人工林伐採重点区域に指定されたというのはわかるのですが、5,700 ヘクタールのエリアの中で、やはり杉の人工林の伐採を計画的に行って、そして花粉の少ない苗木を計画的に植えかえて、そしてさらに伐採した杉材の需要を拡大していくという、そういう総合的な取り組みが大事だと思いますけれども、これは国の事業になるのですか、県の事業になるのですか。それと、その進捗状況とか、計画的に対応していくという主体は県になるのですか、国になるのですか。その状況の把握もされていないということなのですか。

○高芝森林整備課総括課長 重点区域内における伐採で、伐採そのものは県の補助事業によるものも一部ございますが、一般的には伐採そのものは民間事業者が杉林を購入した上で伐採をしていくということで、伐採そのものの実績については把握していないところで

ございます。こちらの把握方法については、国で伐採の方法を検討しているところでございます。

一方で、その後の植栽等につきましては、県が国の補助事業を活用しながら植栽の補助等を実施していくという考えになります。

その後の利用につきましては、搬出間伐に限らず、一般的に皆伐されたものについては木材の供給が円滑に行うよう供給体制等の整備をしているところでございまして、利用についても関連する事業者と需給情報の共有などを図りながら検討を進めたいと考えております。

○高田一郎委員 重点区域の中には、恐らく土砂災害危険箇所とか、いろんなリスクのある山林もあると思うのですけれども、そういった地域は回避するとか、あるいは10年間で2割の人工林を伐採するというのであれば、林野庁とも連携をしながら計画的に伐採をして、それでちゃんとした苗木を植え付けるとかというのを、林野庁任せにしないで県もその中に入って計画的に取り組むということが大事なのではないか。進捗状況も結局県は把握されていないということでしょう。ここもしっかりと把握して取り組んでいく必要があるのではないかなというふうに思うのですけれども、その点について最後お聞きしておきたいと思います。

○砂子田林務担当技監 高田一郎委員からの御指摘のとおり、スギ人工林伐採重点区域につきましては国のほうで目標を定めまして、県もこの方針にのっとりまして、さまざまな補助事業等も活用して伐採と植えかえを進めていこうと思っております。

例えば土砂流出ですとか、さまざまなことに配慮しつつ、あと市町村とも連携をしながら、そして実際伐採と植えかえをするのは事業体でございますので、こういった伐採が進むように県といたしましては事業体へもきちんと伐採重点区域について周知しつつ、そこへの植えかえが進むように取り組んでまいりたいと思っております。

○高橋はじめ委員 高病原性鳥インフルエンザについての対応なのですが、新年早々大変多くの養鶏場で高病原性鳥インフルエンザが発生し、鶏も多数殺処分されました。これに関して携わった皆様方には大変御苦労さまということで、まずは御慰労申し上げたいと思います。

その後養鶏場はどうなっているのかというところを一つお尋ねしたいし、原状回復に向けた取り組みは進んでいるのかどうか。それに対する費用がどのくらいかかって、例えば補助という形で支援できるのはどういう形なのか、まず概略をお尋ねしたいと思います。

○佐々木振興・衛生課長 高病原性鳥インフルエンザの発生農場のその後についてですけれども、1月に県内で採卵農場の4農場と肉用鶏の1農場の合計5農場で発生しました。6月末までに採卵農場につきましては経営を再開しているところでございます。残りの肉用鶏の1農場につきましては、農場の老朽化もあったということで、現在鶏舎の修繕等を行っているところで、今後再開に向けて引き続き進めていくということになっております。鶏舎の修繕等あったものにつきましては、それぞれの農場で各自必要な修繕を行って再開

をしたところでございます。

県の支援としましては、農場を改修するための国の補助事業もございますので、そういった事業も活用しながら鶏舎の修繕を進めるように、各農場から要望を取りながら進めているところでございます。

○高橋はじめ委員 ひなを準備するのにも相当時間がかかったのではないかと考えていますけれども、大体原状回復に戻った時期はいつごろだったのですか。私はかなり時間がかかるような気がしておったのですけれども、もう既に原状回復したということによろしいのでしょうか。

○佐々木振興・衛生課長 経営を再開した採卵農場につきましては、おおむねひなのほうも入りまして、今卵の生産を開始しているところでございます。

○高橋はじめ委員 わかりました。いずれ卵の価格も最近高騰しておりまして、まだ影響が残っているのかという思いもしておりましたので、今聞いたら採卵のほうはまず元どおりに県内は戻ったということで理解をしました。

それから、議案第 11 号の港湾整備の関係なのですが、漁港整備は、最初は当初の計画どおりできなかったのか。ここに来て倍の金額になったので、当初の計画どおりこれで工事が進められるのかというところをもう少し詳しくお伺いしたいと思います。もし新たに追加ということであれば、変更の内容も含めてお伺いしたいと思います。

○工藤技術参事兼漁港漁村課総括課長 漁村再生交付金事業についてでございますけれども、こちらの事業については当初 2,100 万円の予定といたしておりました。こちらが 4,400 万円に増額しているわけですが、これにつきましては、ほかの漁港で予定していた工事でブロック等の作業等で経費を安く済ますことができるということで、こちらの大槌町の漁港にお金を回しまして、事業の進捗を図るというものでございます。ですので、当初予定していた事業に今回の補正予算をさらに加えて、進捗を進めるということになっております。

事業の中身につきましては、漁港の用地の舗装工事を予定しておりまして、こちらの事業の進捗を図るというものでございます。

○高橋はじめ委員 そうすると、今回で漁港の整備はもう完成するのですか、それともまだ別な工事が残っているのか、全体をもう少し詳しくお願いします。

○工藤技術参事兼漁港漁村課総括課長 漁港の工事につきましては継続で進めているものになっておりますので、こちらは来年度予定していたものを今年度に前倒しして施工ができるというものでありますけれども、事業につきましては継続で実施をしているという形になっております。

○高橋はじめ委員 わかりました。いずれ漁港の関係者は、一日も早い整備完了を待っていると思いますので、早急に完了できるように御努力をお願いしたいと思います。

○郷右近浩委員 1 点だけお伺いさせていただきたいと思います。

水利施設管理強化事業費、応急ポンプの設置ということで、今回土地の渇水の状況を受

けて、本当に緊急的に対応していただいたものだと思っておりますし、普及員の皆様方が走り回っていたという姿は、私も現場でいろいろ拝見させていただいていました。そこからできた事業だろうと思います。この事業の中身というか、今回の予算規模ですけれども、10分の7.5で2,990万円、これでどのぐらいの事業ができて、また応急ポンプというからには、もしかしたらあくまで応急的なものか、それとも恒常的にこれを使うというような部分が出てくるのか、そうしたものを含めた事業内容について詳しくお知らせいただきたいと思います。

○吉田農村建設課総括課長　今お話しいただきました水利施設管理強化事業でございますけれども、こちらは国の事業を活用して今年度の渇水・高温対策を支援するというものでございます。お話がございましたとおり、土地改良区あるいは水利組合等が行いました番水に係る人件費、あるいは応急ポンプの運転に関する経費、そのほかには取水口の前の河川のしゅんせつ、土砂撤去などを支援する事業でございまして、国の補助と県のかさ上げ補助で4分の3を支援するということでございます。

予算規模は、3,000万円ですが、現在の要望状況ですけれども、12市町村から21の土地改良区と26の水利組合等から支援要望が出ているところでございます。電気代等の確定をもちまして、それをもって精査しようということで、おおむね大体予算どおりで支援できるかと思っております。

最後にお話ありましたポンプの話でございますけれども、あくまで応急ポンプということですので、それこそ先ほど話しましたけれども、川の水位が低下して、その川から取水口に水が入らないというときに、前にポンプを置いて取水口に水を入れるですとか、あとは農業用地ですので、当然田んぼに入ったら排水が出てくるわけですが、それを排水路でせきとめて、それをまた用水路に戻すポンプということでございます。

○郷右近浩委員　ことは私も胆沢ダムを何度も見に行きまして、どんどん水がなくなっていき、水たまりぐらいいかのダムに残っていなかった姿なんて初めて見た光景でした。本当に水がなくて、特にやはり川から上げているところ、今のような形で対応していただいたりもしてきたというのは、どこまでが今回の予算なのかは今改めて御紹介いただきました。やはりため池や山の上はもうどうしようもなかったり、確かに、天気次第というか、自然の中での作業という中では本当に大変な部分があったと思います。これから果たして本当に異常気象というのがどうなっていくかわかりませんが、またさらにいろいろ意を用いて進めていただければと思います。

○千葉盛委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長　ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長　討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、執行部から岩手県立農業大学校の機能強化に向けた基本構想（最終案）について発言を求められておりますので、これを許します。

○鈴木農業普及技術課総括課長 岩手県立農業大学校の機能強化に向けた基本構想（最終案）につきまして、資料はA4横、最終案の下に概要と記載している資料で御説明を申し上げます。そのほか、電子ファイルをごらんの場合は、ファイルに01という枝番号がついております。これが概要版です。それから、ファイルの02は、本体という名前がついていますが、機能強化に向けた基本構想の本体と言われるものです。全体版という形でございます。

それでは、A4横判の資料で御説明を申し上げます。1ページをごらん願います。本年6月に基本構想の素案を作成いたしまして、その素案に対する意見の聞き取り経過を1ページに記載しております。本年6月に設置した農業者や農業団体、学識経験者等が参画する農業大学校基本構想等策定検討懇談会のほか、農業大学校の在学生、卒業生との意見交換会を実施し、機能強化に向けた具体的な方策の内容等に対する意見を伺ったところでございます。

2ページをごらん願います。素案に対しまして寄せられた意見は100件でございました。最終案に一部反映させた意見が24件、それから素案と趣旨が同一であったものが40件、それから構想の施策の実施段階で参考とする意見が36件ということでございます。

それから、3ページから14ページまでにつきましては、素案から最終案への変更点を赤字で示しておりますが、表の右欄の該当ページにつきましては、A4縦の最終案、全体版の掲載ページを記載しているものでございます。表の下段には、いただいた意見とそれに対する変更内容を記載しております。ここでの説明は省略させていただき、資料後半の機能強化に向けた具体的な方策のページで主な変更点を御説明いたします。

次に、15ページから33ページまでは、基本構想の策定の趣旨、農業大学校の概要、現状と課題、本県農業を取り巻く情勢変化、農業大学校が果たすべき役割と機能をお示ししておりますが、事務的な修正のみで素案からの変更点はございませんので、説明は省略させていただきます。

34ページにお進み願います。ここからは、機能強化に向けた具体的方策をお示ししているページでございます。素案からの変更点を赤字で示しております。

まず、本科、学生教育についてですが、定員の見直しで現在の70名を見直し、直近過去10年間の入学者数50人程度を維持していくということにしております。そういった案で

すが、それについて志願者数が定員を上回る場合には柔軟に対応するといった文言を追記しております。それから、学科の見直しについて、入学後1年次の後半からみずからの適性を見きわめて選択した専門コースの科目を履修することにつきましては、入学時から専門コースが明確な学生もいるということでございますので、それに対しては、学生の意向であったり履修状況を踏まえて柔軟に対応するといった文言を追記しております。それから、職員配置の見直しなど、効率的な運営を図ることとあわせて、民間の外部講師等の活用など、教育内容の充実強化に努める旨を追記しております。

次に、38ページをごらん願います。38ページは、研修科、農業者等の研修についてでございます。研修を行う際、研修生の利便性向上に向け、例えば研修に出席できない場合ですとか、繰り返し聴講したい場合などにも対応できるようユーチューブでの動画視聴など、そういった文言を追記しております。

次に、39ページをごらん願います。39ページは、運営体制、学生等の確保についてでございます。学生や研修生の確保に向けて、学生がメインですけれども、農業系高校を重点校と位置づけておりますが、普通高校への働きかけといったものも追記しております。それから、SNSやホームページを活用した情報発信の強化を追記しております。就農支援の充実としましては、卒業生を対象にした研修機能の強化を追記しております。また、現在は全寮教育ですが、希望入寮制を導入することをお示ししたところでございます。基本構想（最終案）の説明は以上となります。

次に、お手元にお配りしておりますA4横の3ページほどの資料でございます。施設整備の方向性についてをごらん願います。

1ページをごらん願います。農業大学校の施設整備の考え方を記載しております。老朽化した農業大学校の管理棟、教育棟は建てかえ整備することとし、農業大学校に農業科学博物館を集約、合築することで農業大学校の教育、研修機能に加え、農業に関する資料の展示や研修など、農業大学校の魅力向上を図るとしております。

それから、2ページは参考としてお示ししておりますが、施設整備の流れとしては、現在利用していない旧寮等を解体後、その跡地に新しい管理棟、教育棟などを整備し、その後新しい建物、管理棟、教育棟に移転後、供用開始した後に古い施設——現在の教室棟でございますが、それを解体することを想定しているということでございます。今後、基本構想の今月中の策定を目指して内容の最終調整を行ってまいりますとともに、施設の規模や整備内容などについても引き続き検討を進めてまいります。以上で説明を終わります。

○千葉盛委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○鈴木あきこ委員 私からは、たっそ拓也マニフェストプラス39にかかわるところにつきまして質問をさせていただきます。

先日一般質問において、岩崎友一議員からの知事のマニフェストプラス39に関する質問に対し、知事からはマニフェストの言葉どおりに仕事をしているかどうかと問われているわけで、マニフェストの言葉どおりに仕事をしていきますと答弁がありました。私には何

を言っているかわからなかったのですが、マニフェストでは、13 から 16 の 4 項目について農林水産部がかかわる項目になっております。実際に事業を担っている農林水産部として、先日の知事の答弁をどのように受けとめているのかお伺いいたします。

○坂田技術特命参事兼企画課長 知事答弁に対する認識についてでございますが、マニフェストプラス 39 に関連する農林水産部の取り組み項目では、収益力の高い農林水産業の確立と国内外の販路拡大とともに、豊かな資源を生かした林業の推進、復興を支える水産業の振興などが掲げられており、全ての項目におきまして既に順次取り組みを実施しております。

具体的な取り組みとして、農業では県北地域向け県オリジナル水稻品種として開発した白銀のひかりの生産や県農業研究センター県北農業研究所を拠点として昨年度新たに開校したいわてグリーン農業アカデミーの運営、林業では再造林等の計画的な森林整備、水産業ではサケ・マス類海面養殖の生産拡大などを進めているところでございます。

今後もしわて県民計画（2019～2028）やいわて県民計画（2019～2028）第 2 期アクションプラン、マニフェストプラス 39 を一体として取り組むとともに、いわて農業生産強化ビジョンや岩手県県産木材等利用促進行動計画、岩手県水産業リボーン宣言などにに基づき、施策を着実に進めていきます。

○鈴木あきこ委員 私も皆様が非常に頑張っているというところには感謝申し上げますし、農林水産部を初め県の職員が日々現場で頑張られているということの成果は、県にとっても県民にとっても大きいものと考えております。

しかしながら、マニフェストは期限、財源、数値目標、工程、プロセス、それを明確に示すことが大事でございます。ですから、知事には現場の取り組みや職員の努力をしっかりと受けとめて、発言に責任を持っていただきたいと申し添えて、質問を終わります。

〔「関連」と呼ぶ者あり〕

○城内愛彦委員 進捗状況というのは、どのように皆さんの中では捉えているのか。知事の言うマニフェストプラス 39 の 1 期 4 年の中で完結するものというふうに私どもは理解をしておったのですが、なかなかその辺、皆さんの頑張りだけを示されても、それを受ける側の県民の捉え方とすれば、進捗状況はどうなっているのか、目標どおりに進んでいるのか、それを示してもらうことにやはり期待感があると思うのですが、その辺はいかがなのでしょうか。

○坂田技術特命参事兼企画課長 マニフェストプラス 39 の各項目に関連する施策等につきましても、他の施策と同様に、マニフェストプラス 39 の各項目に関係する個別の計画により、進捗状況に応じて事業の見直しをお示しするところでございます。今後も、各事業にぶら下がつて区別はされているのですけれども、関連する事業の進捗、それにかかわる財源、関係者との調整状況を各事業にマニフェストと一緒にぶら下げて、一体となりながらお示ししながら、適時適切なタイミングで見直しをお示ししたいと考えております。

また、議員の皆様には、これまでも当初予算案の公表の際に政策企画部からマニフェス

トプラス 39 に関連する主な事業、取り組み状況について個別にお知らせさせていただいて
いるところでございますので、今後も各関係部局と連携しながら、丁寧にそういう状況を
説明していきたいと考えております。

○城内愛彦委員 丁寧に説明というのはこれまでもしてきたのですし、そのことについて
否定はするわけではないので、ただ 1 期 4 年の中で我々は選挙で選ばれてくるわけですから、
その中での進捗状況をやはり示すべきだと思うのです。それが伝わってこないし、例
えば水産業で言うならば、皆さんの思いは、知事のマニフェストとはかけ離れているので
はないかとも思ったりして、皆さんは現場の声をとても大事にして頑張っているのは本当
に重々承知していますし、そのことを否定をするわけではないけれども、一方で知事のあ
あいう発言はいかがなものかと思うのです。

これまでも皆さんは、いろいろな事業、計画についてどうですかと聞くと、もうあすあ
す工期なのに、まだ頑張っていますという表現をしておられました。それでいいのかとい
うのもあるのですが、もう折り返し 2 年を過ぎた状況で、今回の知事の発言はいささか、
ちゃぶ台返しというか、そういう状況につながっているのではないかと思います。そのこ
とが皆さんのこれまでの頑張り、士気を下げるのではないかと思っています。頑張っ
てきたのに、親分がああいう発言をしていいのかと私も思ったりするのですが、その辺をし
っかりと、ここまでしかできていません、ここまでやります、できますという話を示した
ほうが県民に対しても優しいのではないかとと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○坂田技術特命参事兼企画課長 マニフェストプラス 39 は、私が考えていますのは知事の
5 期目の知事選挙に当たり、いわゆる公約として、政治家としての責任において公表され
た政策的文書でございます。そのため、マニフェストプラス 39 に基づく知事の業績判断、
どれくらいできているのかというお話だったのですが、執行部としては、やはりそれに直
接お答えできる立場にはないというふうには考えております。

ただし、いずれマニフェストプラス 39 は、いわて県民計画（2019～2028）やいわて県民
計画（2019～2028）第 2 期アクションプランとこれまでも一体的に進めている部分でござ
いますので、いわて県民計画（2019～2028）の中でも当然 A、B、C、D といった評価を
やっています、すごくいい事業は当然 A になるのですが、なかなか水産の目標や例えば
林業でも林道など、そういう部分は C だったり D だったりする部分もございます。そこに
ついては、マニフェストにも照らし合わせながらですが、我々の中で D のものはよりしっ
かりと頑張る、あとは林業も林道を何カ所か整備するような手法など、効果的な部分も含
めて、また予算措置も含めてやっておりますので、今後もそこにぶら下がる各事業のうち、
できている部分、できていない部分ございますが、しっかりと委員の皆様にお示してい
きたいと考えております。

○城内愛彦委員 最後にしますが、公約というのは大事です。公約というのは、有権者に
対する約束でもあります。私も宮古市議会議員のころですが、マニフェストというのを初
めて聞いて何なの、公約と何が違うのだとおっしゃる方がいて、財源と期間をしっかりと

と示すのだということを私はそこで学んだと思っています。公約というのは、自分の政治家としてのライフワークというのがあるわけで、それとの大きな違いというのは、やはり期限などを示していくということに尽きると思っています。皆さんの頑張りは頑張りとしても、知事のあの発言はいささか乱暴過ぎて、農業であつたり林業であつたり、今大変な状況を抱えている県民の方々の希望でもあるマニフェストが何か放棄されたような感じがして、裏切りにつながるのではないかという危惧をしています。今、ここで皆さんにお話ししても答えられないというのはそのとおりですけれども、そういったことも含めて丁寧に、しっかりと頑張っしてほしいし、そのことを特に県民の皆さんに、現地現場の皆さんに伝わるようにしていかなければならないのではないかと思います。ぜひそこは丁寧に進めしてほしいと思いますが、佐藤農林水産部長、いかがでしょうか。

○佐藤農林水産部長 マニフェストプラス 39 に基づく知事の業績判断というところでございますが、先ほど坂田技術特命参事兼企画課長からも答弁させていただきましたけれども、執行部としてお答えすることがなかなか難しいところはあると率直に思っております。我々としては、やはり知事のもとでマニフェストプラス 39 の各項目に関連する事業等につきまして、いわて県民計画（2019～2028）あるいはいわて県民計画（2019～2028）第2期アクションプランを踏まえた具体的な施策として予算化して執行しているものでございます。その取り組み状況は、先ほど坂田技術特命参事兼企画課長からも詳細な形で御答弁させていただきました。

農林水産分野の状況としましては、水産業の関係でも、それから農業の関係でも非常に今さまざまな課題がございますし、林業も令和7年大船渡市林野火災もあり、さまざまな課題があります。取り組みの状況について丁寧に説明していくというのは、全くそのとおりだと思っています。今後もいわて県民計画（2019～2028）、いわて県民計画（2019～2028）第2期アクションプラン、そしてマニフェストプラス 39 を一体として取り組んで、そしてさらには当農林水産分野ではいわて農業生産強化ビジョン、岩手県県産木材等利用促進行動計画、それから岩手県水産業リボーン宣言などの取り組みもございますので、こういったものを着実に進めていき、また情報発信していきたいと思っています。

○高橋はじめ委員 農地の基盤整備についてであります。スマート農業や農業機械の大型化、自動化による耕作や収穫が進んでいる一方で、スマート農業や機械の大型化へ対応した農業基盤整備はおくれております。また、昭和40年代に基盤整備した農地が取水口や用排水路の老朽化に伴う機能不全を起こすなど、条件の整わない農地は集約化できず、耕作放棄地となっています。農地の基盤整備のため、どのような対応策を進めているか、課題は予算だけなのか、ほかに何か原因があるのかお伺いいたします。

○黒田企画調査課長 農地の基盤整備についてであります。県では圃場整備事業に予算の重点化等を図りながら、今年度これまでで最も多い71地区で圃場整備を実施しているところでございます。本県は、他県に比べて中山間地域の農地が多いことによって整備単価が高い傾向にある状況でございます。圃場整備の推進に当たりましては、予算の確保とと

もに建設コストの縮減にも取り組みながら、整備面積の拡大を図っていく必要があると考えております。このため県では、国に対し十分な予算措置を繰り返し求めるとともに、ことし3月には岩手県農業農村整備事業コスト縮減計画を策定いたしまして、計画調査から設計施工まで各段階におけるコストの縮減に取り組んでいます。

国では、令和7年度からの5年間を農業構造転換集中対策期間として、農地の大区画化等を推進できるよう別枠で必要十分な予算を確保することなどを打ち出しております。こうした国の施策と連動しながら、圃場整備の推進に向け、予算の確保と重点化、そして建設コストの縮減をさらに進めていきたいと考えております。

○高橋はじめ委員 ほかには何か原因があるか、課題はあるかということもお尋ねしました。私の選挙区で、例えば西和賀町があるのですけれども、農家人口が非常に減ってきているということで、一部農事法人などにどんどん委託が進んできているのですけれども、面的な部分で土地改良事業がきちんとやれるところと、それから個別農家が点在しているので、そういうところが農業委託というか、それを受けるとしても、その農地のところの基盤整備ができていないと、そういうところはなかなか引き受けても効率的な生産をすることはできないということで、やがてはそこは耕作放棄地になってしまうという心配もあるのです。私の地元の北上市においても、ややそういう地区があるのです。

土地改良区で広大な面積を一括して基盤整備するというのも今進められておりまして、非常に大事なことなのですけれども、そこにかからないところで点在しているような、基盤整備がおくれている、あるいはそこは基盤整備がどうも難しいという地区あるいは農地もあるので、そのところをしっかりと見きわめていかなければならないし、必要なところは個別でも何かしらの対応策を考えていかなければならないのではないかという思いをしておりました。そういうところの御検討はされているのか、あるいは県内の土地改良区からそういう要望等は出ていないのか、その辺の状況をお尋ねします。

○今泉農村整備担当技監兼農村計画課総括課長 今御指摘のありました中山間地域の特に細かいところの整備でございます。高橋はじめ委員からお話がありましたとおり、なかなか面的整備が進まないところにつきましては、県では現在きめ細かな整備ということで、例えば県単独事業のいきいき農村基盤整備事業等の予算をふやしながら、そういった地域のニーズに対応することとしております。

具体的に申し上げますと、例えばぬかるみで困っているところでは暗渠排水を単品でやったり、区画の小さいところは畦畔除去で区画を大きくしたり、あるいは土水路で困っているところにつきましてはコンクリート水路だけをやるといったアラカルト的な整備もこの事業で実施が可能となっておりますので、そういった事業のPRを各地域にしながら、特に中山間地域のきめ細かな整備はしっかり進めていきたいと考えております。

○高橋はじめ委員 いずれ耕作放棄地をこれ以上ふやすわけにはいきませんので、きめ細かな対応も、言うのは簡単ですけれどもなかなか難しいのです。その辺を一度、県内の土地改良区でどういう課題を持っているのか、農地の集約に向けてどういう課題があるのか、

そのところをみきわめながら、ここは無理だというところは、もう自然に返していかなければならないと私は思います。無理してお金を投入しなくてもいいと思いますので、その辺のしっかりとしためり張りをつけていかなければ、限られた予算ですので、全てができるわけではないので、ぜひそのあたりを調査しながら、個別の土地改良区の意見聴取もしていただければと思っています。今後どうぞよろしく御検討をお願いしたいと思っています。

次に、ツキノワグマとの共存ですが、すごく深い取り組みだと私は思っているのですが、何点かまた質問させていただきたいと思います。

まず最初に、森林環境再生造林の取り組みについて、広葉樹の植林は、水源涵養とともに野生鳥獣のすみかを確保する上で重要な事業と捉えられます。森林組合等の取り組み状況はどのようになっているのか、野生鳥獣の餌となり得る樹木の植林の実績はどうか、お尋ねします。

○高芝森林整備課総括課長 森林環境再生造林の取り組みについてであります。県では令和3年度からいわての森林づくり県民税を拡充いたしまして、公益上重要な森林の伐採跡地への植栽等への支援を行っているところです。これまでに県内各地の森林組合や林業事業体を実施主体となりまして、森林所有者と相談を進めながら、コナラなど実のなる広葉樹が令和3年度から令和6年度まで約43ヘクタール植栽されているところでございます。

○高橋はじめ委員 熊の被害がもう日常化しておりまして、あちらこちらで大変な状況になっています。やはり山奥というか、山林地帯で、熊のすみかで餌がないというところが一番の問題ではないかと思っています。ツキノワグマの食べ物ということで、春の冬眠明けから初夏まではフキノトウ、アザミ、ミズバショウなどの山菜、新芽、若葉、あるいは蜂の幼虫、それから動物の死骸を餌にしているということで、夏の6月から8月はサルナシ、ヤマグワ、ウワミズザクラなどの果実、アリ、スズメバチの巣、昆虫、小動物、トウモロコシなどの農作物、秋の9月から11月はドングリ、ミズナラ、コナラ、ブナ、それから栗、クマノミズキなどの果実を熊は餌として食べているのです。山にこれがそれなりにあれば、人里まで来ることはないと思います。昨今、ナラ枯れなどにより、山の状態が熊にとっては住みやすい環境ではないというのが実態ではないかと思っています。

人工造林がおおよそ4割ぐらいということで、人工造林も伐採期に来て、あちこちで伐採されておりますので、その後の植林をどうしていくかということで、先ほどもいろいろ説明がありましたが、それぞれ工夫もされていると思っています。その中で1割、2割などは、やはり熊あるいは野生鳥獣の餌となるようなものをしっかり植林していくということを各森林組合などと相談していただきながら要望を出していくことも大事だと思いますが、そうした話し合いの場はこれまであったのでしょうか。

○高芝森林整備課総括課長 いわての森林づくり県民税や国の国庫補助事業を活用した森林整備につきましては、森林所有者の御要望に応じまして、地元の森林組合等あるいは地域の林業普及指導員が適地適木など、その土地に合った樹種を選ぶ、もしくは林業の生産

性などについて御相談しながら、実際植栽する樹種を検討しているものと考えております。

○高橋はじめ委員 今の説明では、こういうツキノワグマの餌となるような樹木については要望は出されていないということなのでしょう。今後のそういう協議の場におきましては、これらを何%か、1割でも2割でもあればいいのですけれども、そういう御相談もしていただければと思っています。これがないと熊の人里出没がとまらないと私は思いますので、ぜひそのことをお願いしたいと思います。

次に、地域住民等が取り組む森林づくり活動についてであります。熊等の出没抑制を図るための緩衝帯整備支援を目的に、地域住民や団体等が主体的に取り組む活動を支援しておりますけれども、具体的にどのような活動を想定しているのか、それから1活動体に対する支援額及び令和7年度の進捗についてお伺いします。

○高芝森林整備課総括課長 地域住民等が取り組む森林づくり活動についてでございます。いわての森林づくり県民税を活用した里山林活性化による多面的機能発揮対策事業は、森林の有する多面的機能の発揮を目的といたしまして、森林所有者、地域住民等で構成する活動組織が行う里山林の森林整備活動等の取り組みを支援しようとするものでございます。

森林整備活動に関する支援額につきましては、活動年数や活動する面積によって異なりますが、例えば取り組み初年度で10ヘクタールの森林整備を実施する場合、活動組織に対する交付金額は約165万円となります。令和7年度は、74団体が除間伐や刈り払いなどの森林整備に取り組んでいるところです。

○高橋はじめ委員 それらを含めて緩衝地帯をきちんとつくっていく必要があると思いますので、現地もぜひ見ていただきながら、書類審査だけではなくて、やはり的確なアドバイスも必要ではないかと思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

それから、一般財団法人日本熊森協会という団体がありまして、西和賀町において、西和賀トラスト地ということで27.6ヘクタールを3分割で買うという話は聞きました。熊の餌となる樹木の植林を計画しているということなのですが、こういう場合の支援策はあるのでしょうか。

○高芝森林整備課総括課長 団体が行う植林計画への支援についてであります。県では森林資源の循環利用や森林の持つ公益的機能の維持増進に向け、国庫補助事業やいわての森林づくり県民税を活用した植栽の支援を行っているところです。森林を購入した団体による広葉樹の植栽について、面積規模などの採択要件に合致した場合には事業の活用が可能となっているところであります。

○高橋はじめ委員 先ほど10ヘクタールで約165万円というお話でしたが、例えば10ヘクタール未満も対象になるのかどうかということについては、いかがですか。

○高芝森林整備課総括課長 先ほど御答弁申し上げましたいわての森林づくり県民税を活用した多面的機能発揮対策事業は、10ヘクタール未満でも活用が可能となっております。今御答弁申し上げました国庫補助事業による補助事業もしくはいわての森林づくり県民税を活用した植栽そのものの支援につきましても10ヘクタール未満については条件が1施

工地当たり 0.1 ヘクタール以上という条件でございますので、活用が可能となっております。

○高橋はじめ委員 西和賀町でいろいろ試験的にやって、それが有効であれば、県内全域に展開していきたいという努力の思いがあるようですので、今後ともどうぞ御支援いただければと思います。

野生動物の生活圏への出没抑制のための環境整備についてであります。令和 8 年度から新規事業として、野生動物の生活圏への出没抑制のための環境整備として、移動経路となり得る河川内や出没が見込まれる学校周辺等の樹木の伐採、やぶの刈り払い等の環境整備を実施するとしております。対象となり得る河川は、北上水系あるいは馬淵川水系、北上山地から海岸への河川など、多数存在するものと思いますけれども、どのように想定しているのか。

それから、河畔林の伐採は建設事業者の協力が必要と思われますが、事業設計をどう考えているのかお尋ねします。

○高橋林業振興課総括課長 県では、令和 8 年度以降のいわての森林づくり県民税の素案をお示ししておりまして、素案では森林に関連する安全安心な県民生活に資する取り組みに用途を拡大することとし、野生動物の生活圏への出没抑制のための環境整備として、熊等の移動経路となり得る河川内等の樹木の伐採、やぶの刈り払い等の環境整備を盛り込んでおります。現在この素案に対し、パブリックコメントも含め、広く県民から意見を伺っているところであり、高橋はじめ委員御指摘の点も含め、今後も県民の皆様や県議会の御意見等伺いながら、成案に向けてさらに検討を進めてまいります。

また、対象河川や事業者などの具体的な事業概要につきましては、今後河川管理を所管します県土整備部と連携して検討を進めてまいります。

○高橋はじめ委員 そのような取り組みはぜひ強力に進めていただければと思っております。私の住む北上市和賀地域は、和賀川という北上川の支流としてはかなり大きい川が存在しまして、河畔林という樹木が相当大きくなって繁茂しています。あそこは、地元では熊の経路だという認識がございます。ここにしっかりとした緩衝帯を設けていかないと、同じような事件事故が多発することにつながってまいりますので、ぜひこの事業をいい形で進めていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、有害獣の駆除についてですが、農林水産部としての取り組み状況はどうなっているのか。それから、自然保護課との連携、公益社団法人岩手県猟友会との連携はどうなっているか、問題、課題は何があるかという 2 点についてお尋ねします。

○櫻田担い手対策課長 まず、有害獣駆除の農林水産部としての取り組み状況についてですが、県ではこれまで国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用しまして、市町村や協議会が事業主体となって取り組むわな設置や見回り等を含む捕獲活動を支援するとともに、見回りの労力軽減に向けた効率的な捕獲活動を行うため、わな遠隔監視システムによるツキノワグマの捕獲実証に取り組んできたところであります。こうした取り組みに加え、

今年度新たに生息状況調査に基づく捕獲対策など、熊特別対策を実施する一関市の取り組みを支援しているところでございます。

自然保護課等との連携についてであります。県ではツキノワグマを含む野生鳥獣による農林水産被害の軽減に向けた活動を強化するため、令和5年度から自然保護課など関係各課や岩手県猟友会等の関係団体で構成する岩手県鳥獣被害防止対策会議を設置し、被害防止対策等に係る情報共有や捕獲の促進に取り組んできたところであります。

また、自然保護課が所管するツキノワグマ管理検討協議会に参画し、本県に生息するツキノワグマの個体数管理、生息環境の整備、被害防除対策に関する検討を行っているところであります。

農作物被害軽減に向けて、有害獣の捕獲とともに、侵入防止柵の設置や里山周辺の除間伐などを強化していくことが重要であると考えており、今後においても自然保護課や岩手県猟友会等と連携して、積極的に取り組んでまいります。

○高橋はじめ委員 岩手県は、広大な県土を有しておりまして、取り組みは1カ所に限らず、全県的に取り組まなければならないということを含めまして、農林水産部の取り組みも大変だと思いを致しております。そうはいつても、一つ一つモデル地区をやりながら、よい取り組みは県内にどんどん展開していきながら、有害獣による農作物の被害の軽減に向けた取り組みも大変重要だと思っています。

先日一関市で山間部をずっと歩くことがありましたけれども、電気柵をしている田んぼがたくさんありまして、出沒が非常に多いのだと思いました。鹿、イノシシなどの野生動物が大変ふえている現状がありますと、取り組みはなかなか難しいとも思っていますが、ぜひ引き続き一つ一つ対策を進めていただければと思っていますので、よろしくお願いしたいと思います。

○高田一郎委員 それでは、まず最初に令和7年大船渡市林野火災に伴う漁業者の再建問題について伺います。

一般質問でも千葉盛委員長を初め、何人かの質疑もありまして、来年までの復旧を目指すという答弁がありました。この間、養殖漁業者の養殖資機材、倉庫等も含めて、県単独の支援や市単独の支援などをして、被災者の皆さんを励ましてきたと思います。

問題は、支援策があっても、きちんと再建ができるのかどうかということだと思います。大船渡市漁業協同組合、綾里漁業協同組合含めて、たしか被災した漁業者は63組合員かと思っています。東日本大震災津波でも被災し、今回二重の被害を受けましたので、従来にない支援策があっても、きちんと再建の見通しがついているのかどうか、このところをまずお聞きしたいと思います。

○筒井技術参事兼水産振興課総括課長 現在、国事業による定置漁業用倉庫や定置網の復旧、それから県事業による養殖用機器の再整備、あと市事業によります採介藻漁業や漁船漁業の漁具等の再整備を進めているところでございます。特に被害の大きかった綾里漁業協同組合におきましては、主力のワカメ養殖につきましては塩蔵用加工の機器が被災した

ため、通常のボイル塩蔵出荷から生出荷に切りかえた漁業者が一部ありましたものの、全員が収穫可能となりまして、前年に比べて約 1.4 倍の生産量となりました。

また、ウニ漁につきましては、市や漁業協同組合による漁具等の導入支援によりまして、操業可能となり、前年に比べ約 2 倍の漁獲量がございます。引き続き被災した漁業者等の声を丁寧に伺いながら、漁業協同組合の再建に向けて支援してまいりたいと思います。

○高田一郎委員 確かに養殖用機器、ワカメのボイル塩蔵用機械に対する県独自の支援も行いましたし、個人の倉庫に対する市の支援も行いました。

しかし、先月、農林水産委員会と綾里漁業協同組合の役員の皆さんとの懇談の機会がありまして、いろいろな支援があるけれども、二重の被害を受けて、個人の負担は大変なのだということで、さらなる支援も求めるような内容だったと思います。

それで、63 人の皆さんが今回いろいろな再建支援のメニューを出しましたけれども、みんながみんなそういう思いで今準備をされているのかどうかお聞きしたいということです。

もう一つは、同じように要望があったのは、綾里漁業協同組合の定置作業用保管施設の背後地ののり面の補強工事です。被害木の撤去費用への支援についても、懇談の中で要望として寄せられました。私も現地に何度か足を運んでみたのですが、これについての県に対する要望が寄せられましたので、この辺についてはどのような対応をされるのか、このことについてもお伺いしたいと思います。

○筒井技術参事兼水産振興課総括課長 まず、支援の拡充についてでございますけれども、今回の令和 7 年大船渡市林野火災での被災につきまして、高田一郎委員御指摘のとおり東日本大震災津波との二重被災となりますので、それにおきましては補助率の引き上げや、あるいは県、市では上乗せの補助を行うなど、通常よりも支援内容の拡充を図っているところでございます。まずは、そのような措置と予算を速やかに執行いたしまして、被災した漁業者の皆さんにお届けすることが大事であると考えているところでございます。その上で、今後も被災しました漁業者等の声を伺いながら、必要な支援について検討してまいりたいと思います。

それから、2 点目のお尋ねでございますが、漁業協同組合の倉庫の背後地等への支援についてでございますけれども、定置漁業用倉庫の背後地にありますのり面の補強工事、それから被害木の撤去についてでございますが、こちらは国の事業の対象外となりますことから、漁業協同組合では当該倉庫の火災保険等を活用して対応すると伺っております。

一方で、定置漁業用倉庫の復旧につきましては、県では市と連携した国の事業への上乗せ補助を実施するなど、支援に努めておりまして、年度内の復旧を目指しているところでございます。引き続き、市や漁業協同組合と連携した早期の復旧に向けて取り組んでまいりたいと思います。

○高田一郎委員 わかりました。今答弁があったように、東日本大震災津波でも被害を受け、また今回も被害を受けたということで、二重の被害を受けて、これまでにない支援策をしたと私も思います。県も頑張りましたし、市も上乗せ補助をやりました。しかし、そ

ういろいろなメニューがあっても、被災者の皆さんが再建できなければ、来年も頑張ろうということになれば、本当の意味での再建とはならないので、非常に丁寧な支援をお願いしたいと思います。

二つ目は、いわゆる白い農地問題についてお聞きしたいと思います。これは、一関市で一昨年発生した中山間地域等直接支払制度に反する行為、そして農地法違反が明らかになった、いわゆる白い農地問題についてのこれまでの対応についてお伺いしたいと思います。

中山間地域等直接支払制度については、従来の1億5,856万円の返還金額から94%減の893万円に減額となりましたけれども、金額は相当減額があったものの、結局農家の責任ということで、今その金額の返還を求めている途上です。返還している集落もあれば、できない集落もあるという状態がずっと続いています。

一方、農地法違反問題についてはどうなっているかという、農地法に違反すれば、基本は原状復帰ですから、原状復帰の費用額は27億7,000万円と市は試算しています。これは、もう逆立ちしても地元は対応できない状況にあります。

以前農林水産委員会でお聞きしたところでは、これについては国と協議をしながら、今対応途上だという答弁でありました。その後の進捗状況についてどうなっているのかということと、改めてこうした問題が起きた要因について、県はどのように把握、受けとめているのか、この2点についてお伺いしたいと思います。

○高橋農業振興課総括課長 まず、現在の取り組み状況というところでございます。現在本事案のまず特定作業というところで、それが大変重要かと思っておりますが、原因者の特定に向けまして、土地所有者あるいは盛土工事を行った関係者への聞き取り調査を行い、また1筆ごとに盛土された農地の硬度等の調査を実施しております。調査につきましては、聞き取り内容の精査を今進めておりまして、原因者の特定に当たっているところでございます。

要因につきましては、しっかりと調査、聞き取り内容の精査の中での原因者の特定も進めていきたいと考えておりまして、この過程の中でしっかりと要因を明らかにしていきたいと考えております。

○高田一郎委員 わかりました。要因については引き続き取り組むということですが、一つお聞きしたいのは、農地法に違反すれば原状復帰は原則です。農地法上は、農業者が責任を負うのではなく、原因者が責任を負うという理解でよろしいのですか。

○高橋農業振興課総括課長 農地法第51条の中で原状回復をするということが定められておりますが、これは原因者に対してでございます。

○高田一郎委員 わかりました。農地法は、国の指導を受けながら、岩手県が最終的に対応するということになっています。そういう理解でよろしいのかということと、国からはどのような指導がされているのか、お伺いしたいと思います。

○高橋農業振興課総括課長 この処分につきましては、都道府県知事が行うとされております。

また、国からは、農地法第 51 条で都道府県知事が相当の期限を定めて原状回復のために必要な措置を講ずることを規定されているというところをしっかりとこの規定に沿いながら適切に対応してほしいという助言をいただいているところでございます。

○高田一郎委員 わかりました。随分かかっているのです、しっかりとした対応をお願いしたいと思います。

最後に、共同利用施設の再編整備の問題についてお伺いいたします。先日、農林水産委員会と J A グループの懇談の中で要望を受けた中身です。何日か前に県にも要望があったと思いますので、そのことについてどういう状況になっているのかお伺いしたいと思います。

共同利用施設の整備、再編というのは、恐らく今後取り組まなければならない課題なのではないかと思っておりますので、今後の課題も含めてお伺いしたいと思います。県への要望の中では、この事業を進める上で都道府県の上乗せ助成が 10% 想定されているのだけれども、岩手県では要綱が未整備のために上乗せ助成ができないこととなっているということで、ぜひ要綱を整備し、助成してほしいのだという、いわば簡単に言えば、そういう内容でありました。

来年度の予算編成に向けて、要綱はどのように整備されているのか、上乗せ助成というのはなぜ時間がかかっているのか、その課題についてお伺いしたいと思います。

○柏原農産園芸課総括課長 国が令和 6 年度補正予算で措置した新基本計画実装・農業構造転換支援事業は、産地の老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化を支援するほか、県の上乗せ助成が可能な内容となっております。県内には、農業協同組合が所有する 174 の農業共同利用施設がございます。このうち約 7 割の施設が整備後 30 年を経過しております。県では農業協同組合の意向を踏まえながら、当該事業を活用して施設の再編集約等を支援しているところでございます。

県の上乗せ助成につきましては、県内には老朽化施設がかなり多いということで、県の負担が相当額な規模になることが見込まれていることから、県単独のほかに全国知事会とも連携いたしまして、国に対して地方財政措置を順次策定いただくよう要望しているところでございます。

また、要綱のお話がございましたけれども、この事業に係る要綱については既に策定しているところでございますけれども、県の上乗せ助成分について予算措置されていないということで、この分について要綱には盛り込んでいないというところでございます。

○高田一郎委員 174 施設というのは岩手県内だと思うのですけれども、そのうち 70% は 30 年を超えるということで、恐らくこれから共同利用施設の再編整備というのがどんどん出てくとも思います。恐らく J A グループだけではなくて、法人や個人のライスセンターなど、そういうことも含めて支援策がないと公平性に欠けると思いますので、そういう点では財政的に相当大変だという思いはしているのだと思います。国に対してもしっかりと要望を行って、県内の農業者が要望に応えられるような取り組みをしっかりとお願いして

ほしいと思います。

それで、整備、再編する上でいろいろ要望されたのは、国から補助事業を受ける上で計画書の作成に非常に苦慮しているということです。事務が煩雑で、現場の実情とかけ離れた成果目標を国から求められるということで、相当時間がかかって難儀したという話をいただきました。恐らくこれからどんどん施設の再編整備が行われてくると思うのですけれども、やはり国の新基本計画実装・農業構造転換支援事業そのものは非常に優れた施策で、老朽化した既存の施設の撤去費用も含まれているので、この事業自体は、この事業でいいのだけれども、活用までのハードルが高過ぎる、事務が煩雑だという話です。これからどんどんそういった整備が進められていくと思いますので、この事業の問題点や課題というものを県としても整理しながら、やはり国にしっかりと改善を求めていくべきだと思います。

○**柏原農産園芸課総括課長** 新基本計画実装・農業構造転換支援事業の効果を示す成果目標の設定におきまして、例えばライスセンターを再編集約するといった場合に、単位面積当たりの販売額の増加というものに対しまして、将来の目標値を設定するに当たって、過去5年間の例えば農家ごとに施設を利用して出荷した面積の積み上げが必要だといったものを求められたときもございましたし、あとは施設のコスト低減に関しまして、電気料金や燃料費等について施設全体での費用しかわからないのですけれども、例えば乾燥機だけ買いますといった場合に、そういった単体での機械の費用の試算が必要だといったことが求められて、なかなか現場として積算が難しいといったことが求められたことが課題かと考えております。

それに加えて、本年度この事業が新規に創設されたということになりますけれども、国での調整等が生じておりまして、事業計画の審査にかなり時間を要しているといった状況も課題であると認識しております。県で事業計画の策定に向けまして、目標設定に係るJAへの助言や東北農政局との調整などを行うとともに、国と協議を円滑に進めていきたいということで、農林水産省の本省と東北農政局が同席したような対面での意見交換を実施させていただくなど、国に対して働きかけを行っているところです。

また、事業の早期着手に向けた迅速な審査を国に対して要望しておりまして、迅速な計画処理が行われますように、引き続きJAへの助言や国への働きかけを行ってまいりたいと思います。

○**菅野ひろのり委員** 岩手県立農業大学校の整備についてです。まず、私から一番申し上げたいのは、昨年9月の決算特別委員会で佐々木副知事が建てかえについて表明いただいて、この1年足らずで基本構想までまとめていただいたということで、改めて佐藤農林水産部長初め鈴木農業普及技術課総括課長、そして職員の皆さんに感謝を申し上げたいと思っております。

その中で大きく総論的に2点ありまして、まず1点は、いわて農業生産強化ビジョンにも関連づけていただいたのは大変大きいと思っています。農林水産委員会で山形県東北農

林専門職大学に視察に行き、専門職のほうですから、経営観点に置いたところを拝見させていただきます。

一方で、農業大学校なので、実践的な人材の輩出というのが非常に大きいと思います。数字を見ると、卒業生の約半分、そのうちの8割ぐらいは新規就農しているということで、非常に伸ばしていく必要があるのだろうと思っています。それに対して、県はいわて農業生産強化ビジョンに位置づけて、農業大学校をどのように達成していくか、人材育成をどのようにやっていこうと考えているのか、まず総論的に伺いたいと思います。

○鈴木農業普及技術課総括課長 農業従事者の減少、高齢化、経済のグローバル化の進行に加えまして、食料安全保障の意識の高まりなど、農業を取り巻く状況が変化しております。食料自給率が100%を超える本県においては、農業生産を増大させ、将来にわたって食料供給基地としての役割を果たしていくため、人材の確保、育成が特に重要でございます。このため、いわて農業生産強化ビジョンにおいては、柱の一つに産地づくりを支える人材の確保・育成を掲げて、地域農業の核となる経営体の育成、そして農業大学校の機能強化といったものをしっかり進めていくということを位置づけております。

新規就農者の確保に向けましては、高校、そして農業大学校といった人材の流れといったものをしっかり組んでいくことが重要と考えておりますし、その後農業大学校での学びの中で、特に近年は農業法人等への就農者の増加等もございますので、そういった方々が広く地域の農業界に必要とされるように学びの場をつくっていくという形で、そういった流れで組み込むものでございます。

○菅野ひろのり委員 私も本当に同感に思っていて、農業者の人口などの数字を見ると、当然下がっていついて、これは本県だけではなくて、北東北地方などは特に顕著です。そういう中で農業大学校は、秋田県、宮城県からも生徒が来ていて、それぞれ理由も書いていましたけれども、私はこれから整備云々という数年以上、下手したら10年ぐらいもしかしてかかってしまうのではないかという思いもしております。やはりそうなったときに岩手県だけではなくて北東北地方での拠点、農業を学ぶなら岩手県なのだといった状況の可能性もしっかりと踏まえて、各都道府県の動向も注視しながら、連携できるところは連携しながら人材育成をしていただきたいと思います。

加えて、これは要望になりますが、やはり秋田県の例も踏まえて、岩手県も海外に対する農林水産物の輸出という点、あとは日本は人口減だけれども世界は人口増という中で、高い高品質な農産物を海外へどのように販売していくかという視点の中でも人材育成を取り組んでいただきたいと思います。

その中で大事なことは、持続的な経営をどうやっていくのかということだと思っています。二つ質問させてください。

一つは、まず財源で、これが非常に難しいところだと思っています。やはりなかなかふさわしい財源がないのだろうと思いますが、今後どういう考え方で財源の確保をしていくのか。私は、国にもやはり協力を要請していく必要があるのだろうと思っています。

この点、1点聞かせてください。

2点目は、決算を見ますと管理運営費が6億7,000万円ぐらいの中で、生徒の学費1人当たり100万円ぐらいで、単純に2学年あると1億円といった計算で合っているかどうかですが、そういう中で経営の工夫というのもこれから非常に重要になっていくのではないかと考えています。特に広大な面積ですし、農業機械の更新等もかなりあるのだらうと思っていますので、その辺はどのように今後工夫しながら取り組んでいくのか、この二つ伺いして終わります。

○鈴木農業普及技術課総括課長 まず、施設等の整備に係る財源のお話かと理解いたしました。菅野ひろのり委員が御指摘のとおり、これまでも国に対しては、施設整備に対する予算を何とか確保できないかといった要望は毎年度訴えてきております。残念ながら、現状では施設整備そのものに対する補助や交付金はございませんが、私ども庁内で、例えば有利な起債などの研究も引き続き農林水産部内でも継続しておりまして、県の財政負担を可能な限り小さくできるようにしっかりと検討を進めていきたいと考えております。

それから、管理運営ですけれども、学生1人当たりからいただく授業料は年間11万円、12万円弱ぐらいで、県立高校と同じぐらいの金額になっております。運営の工夫でございますけれども、まず一つ、先ほど設備の話をしていただきましたけれども、農業機械の更新などにつきましては、国のスマート農業やGAPに対応しているものなどにつきましては国の補助事業等がありますので、そういったものをしっかり活用していきたいと考えております。

それから、学びの質を高めるために今後力を入れていきたいと考えているのは、やはり民間の力ですとか、それから農業者の方も農業大学校の学生の教育には協力していきたいといった意見も懇談会の中でいただいておりますので、そうした民間、そして地域の農業者の方々の協力もいただきながら、学生、そして県の負担等についてバランスのいいところを探しながら、教育に力を入れていきたいと考えております。

○千葉盛委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 なければ、これで本日の審査を終わります。

執行部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には、委員会調査について御相談がありますので、少々お待ち願います。

○千葉盛委員長 次に、委員会調査についてお諮りいたします。

今年度の当委員会の調査についてであります。去る10月2日開催の正副常任委員長会議での申し合わせを受け、お手元に配付しております令和7年度農林水産委員会調査計画（案）のとおり調査を実施することとし、調査の詳細につきましては当職に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお、お手元に常任委員会調査実施要綱を配付しておりますので、御確認願います。
以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。